

## 令和 2 年度青梅市予算執行方針

令和 2 年度予算については、「訪れたい、暮らしたい、住み続けたい」と思える活力ある「青梅」の実現に勇往邁進する予算とし、「1. 総合長期計画等の推進」、「2. 重点事業への取組」、「3. 持続可能な財政運営の確立」の 3 つの基本方針のもとに編成を行い、財政規模は前年度比 9 億円の増となる、5 1 3 億円となった。

市の直面する諸課題への対応に万全を期した一方、基幹財源である市税は平成 3 年度以来の低い水準である 1 9 6 億円を見込むこととした。特に、市の歳入に大きな影響を与える法人市民税は、回復が期待できる状況になく、極めて不安定な財政構造と言わざるを得ない。

このような状況を踏まえ、令和 2 年度予算の執行に当たっては、この現実を十分に認識し、職員一人一人が更なるコスト意識をもって、最大限の経費節減と自身の働き方改革推進に努めること。

また、常に国や都の政策動向の把握に努め、執行段階においても遺漏なく財源を模索し、その獲得に全力を挙げること。

なお、詳細については、下記事項による。

### 記

#### 1 一般事項

- (1) 「青梅市予算事務規則」、「青梅市会計事務規則」、「青梅市契約事務規則」等関係規程を遵守し、適正な予算執行に努めること。
- (2) 投資的事業については、起工段階において、コストの更なる縮減を図ること。また、景気対策、地域経済活性化の観点からも、起工および発注については、できる限り早期に行うこと。  
また、事故繰越しは、避けがたい事故（災害）のため年度内に支出が終わらなかつたもののみが対象であることを、十分留意すること。
- (3) 令和元年度から令和 2 年度への繰越明許については、的確な執行および早期完了に努めること。
- (4) 予算決算委員会や、監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査および財政援助団体等監査）などの趣旨を踏まえ、市民に対する説明責任を果たせるよう、適正な執行に努めること。

- (5) 予算執行時において、事業内容の変更や新たな予算措置が必要となった場合や、工事の遅れなどで事業の年度内完了が見込めない事態が発生した時は、必ず事前に財政課長へ協議すること。
- (6) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国や都の措置等については、常に情報収集に努め、市税等の歳入予算や歳出予算への影響を早期に把握し、必要に応じて財政課長へ協議すること。

## 2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の的確な把握に努め、異動処理等における調定の早期化を図ること。
- (2) 市税および国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納入とともに、東京都との連携や、全庁的な取組により収納率の向上に努めること。

また、滞納整理による執行停止および不納欠損等については、適正かつ迅速に対応するとともに、納期限の通知、督促状の発行等の事務処理についても関係法令を遵守し適正に行うこと。

- (3) 各種負担金・使用料等については、納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、収納の取組を一層強化し、収納率の向上に努めること。
- (4) 従来から市単独で実施している事業であっても、前年踏襲ではなく、他団体における財源確保の取り組み状況など情報収集に努め、現時点で歳入予算に計上のないものも、可能な限り財源の確保に努めること。
- (5) 令和2年度から「会計年度任用職員」制度に移行し、当該職員にかかる「賞与」、「社会保険料」および「健康診断委託料」は、職員課予算による一括計上となったことから、補助金等の交付申請の際に、対象経費に該当する場合は遺漏することなく計上すること。

## 3 歳出に関する事項

- (1) 国や都の施策見直し等により、補助金などの特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は、縮減あるいは執行停止とする。
- (2) 補助金等の交付に当たっては、用途の明確化など透明性の確保を図

ること。また、交付団体等に繰越金があるものについては、特に留意するとともに、対象事業が最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。

交付申請書、実績報告書については、遅滞なく提出されるよう指導を徹底すること。また、報告にかかる会計経理、使途、効果等について、必要となる書類の提出を求め、ヒアリング、現地調査など、適正な審査を実施し、検証すること。

- (3) 事務の効率化や見直しなどに常に留意し、創意工夫により経費の削減等が見込めるものについては、年度途中であっても積極的に取り組むこと。
- (4) 予算の執行残額は、原則として減額補正を行うこととし、入札により生じた契約差金の更正は行わない。
- (5) 支出負担行為等の手続は、別添「支出負担行為等手続の注意事項」を遵守し、適正な伝票処理に努めること。

以 上